

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「パートタイム労働法の改正により、仕事に応じて正社員と均衡のとれた待遇が得られるようにするとともに、正規雇用への転換も促進します。」

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局  
総務課少子化対策企画室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p> <p>(VI-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。</p> <p>また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業は、実施か所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	—	—	96	400	451
2	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度)	—	—	—	—	—
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度)	262	301	344	437	480
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度)	—	355	364	481	643
5	夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度)	—	107	134	270	524
6	延長保育実施か所数(単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度)	351	445	496	598	集計中
8	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。
- ・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。
- ・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。
- ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。
- ・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は民立保育所のみとなる。
- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、( )内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、(中略)子育て支援など独自のプロジェクトを考え、(中略)支援します」、「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		政策体系上の位置付け																															
	(VI-2-2)		<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p>																															
施策の概要	<p>次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として（児童手当法第29条の2）、以下のような必要なサービスを提供する。</p> <p>①放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保（放課後児童クラブの設置促進）</p> <p>②放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保（児童館等の児童厚生施設の設置促進）</p> <p>③中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保（児童ふれあい交流の促進）</p>																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童の健全育成及び資質の向上については、平成14年から平成18年にかけて、「新エンゼルプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき各種事業の推進を図ってきたところである。放課後児童クラブの設置については、平成14年からの5年間で、年間600～700か所以上増加が図られ、また、児童館の設置についても同5年間で100か所以上の増加が図られている。また、運営についても地域の実情に応じ民間活力を生かした事業を展開しており、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が行われていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																	
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)</td> <td>12,782</td> <td>13,698</td> <td>14,457</td> <td>15,184</td> <td>15,857</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)</td> <td>4,611</td> <td>4,673</td> <td>4,693</td> <td>4,716</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。数値は実績数である。</li> <li>指標2は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。平成18年度の数値は、平成19年12月に確定値を公表予定である。</li> <li>指標3については「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。</li> </ul>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857	2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中	3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—
	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																											
1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位：か所) (約20,000か所/平成19年度)	12,782	13,698	14,457	15,184	15,857																												
2	児童館設置か所数(単位：か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,611	4,673	4,693	4,716	集計中																												
3	子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																															
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。」																															

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

施策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		政策体系上の位置付け				
	(VI-2-3)		基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること				
施策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する（児童福祉法第24条、第56条の7等）。						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 保育所への受入児童数の増加に伴い、待機児童数については、平成15年以降3年連続で減少し、平成18年に初めて2万人を下回ったところである。 これは、保育所の受入児童数の拡大を図るために保育所の整備を推進し、それに伴い必要となる経費を助成してきたこと等の成果であると判断される。よって、施策目標達成に向けて進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)						
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける						
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)							
			H14	H15	H16	H17	H18
1	待機児童数(単位:人)		25,447	26,383	24,245	23,338	19,794
(待機児童の解消/-) (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる(各年4月1日現在数)。 ・待機児童とは、保育所への入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童である。							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)				
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします」				

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	子育て家庭の生活の安定を図ること		政策体系上の位置付け																																						
			基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること  (VI-2-4)																																						
施策の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。なお、経済的支援としての児童手当は、仕事と子育ての両立の推進、保育サービスの充実など各種施策が総合的に講じられることでより効果が発揮されるものと考えられる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																								
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="7">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>児童手当支給件数 (単位：万件) (-)</td> <td>688</td> <td>693</td> <td>964</td> <td>960</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。</li> <li>平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。</li> <li>平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。</li> <li>平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。</li> </ul> </td> </tr> </table>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)									H14	H15	H16	H17	H18	1	児童手当支給件数 (単位：万件) (-)	688	693	964	960	集計中	(調査名・資料出所、備考)							<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。</li> <li>平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。</li> <li>平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。</li> <li>平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。</li> </ul>					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																									
		H14	H15	H16	H17	H18																																			
1	児童手当支給件数 (単位：万件) (-)	688	693	964	960	集計中																																			
(調査名・資料出所、備考)																																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成17年度児童手当事業年報による。</li> <li>平成18年度の数值は、平成19年10月に確定値等を公表予定である。</li> <li>平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大。</li> <li>平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。</li> </ul>																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																						
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する手当を倍増し、一律1万円とします。」																																						

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p> <p>(VI-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>児童虐待防止対策については、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置が促進されるなど市町村の体制が強化され、また、児童相談所における24時間365日体制確保の促進など児童相談所の体制も強化されているところである。また、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加により、施設の小規模化も進んでいるところであり、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示し、さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
		1	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）を設置している市町村数（単位：自治体） （全市町村／平成21年度）	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)
2	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数（単位：自治体） （全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市／平成21年度）	—	—	—	43 (70.5)	64 (100)
3	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （単位：か所） （845か所以上／平成21年度）	26	40	280	375	412
4	婦人相談員の設置数 （単位：か所） （前年度以上／毎年度）	805	840	866	904	915
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、（ ）内は、全国の市町村数に占める割合（％）である。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成14～16の数値は、事業開始が平成17年度からのため、記載できない。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日



# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局母子保健課

施策名	母子保健衛生対策の充実を図ること  (VI-4-1)		政策体系上の位置付け 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  施策目標4 母子保健衛生対策の充実を図ること																															
	<p>（1）結核児童の療育、未熟児の養育医療に要する費用及び小児慢性特定疾患に掛かる医療費について必要な補助を行うなど児童に係る施策の推進、 （2）救急医療を必要とする未熟児や周産期にある妊婦のうち特に危険度の高い者などに対する高度な医療を提供するための周産期医療体制の充実を図る。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成や不妊専門相談センター事業に要する費用の一部補助などの施策の推進などの母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。</p>																																	
施策の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>周産期医療ネットワークを整備している都道府県、不妊治療専門相談センターを設置している都道府県等、特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県等が共に増加しており、着実に母子保健衛生対策の充実が進められていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																																	
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位：自治体数) (全都道府県に整備/平成19年度)</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>38</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>51</td> <td>54</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>87</td> <td>98</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。 ・指標3の特定不妊治療費助成事業は平成16年度より実施されたため、平成14年度及び平成15年度の数値は未記入。</p>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位：自治体数) (全都道府県に整備/平成19年度)	20	24	30	38	39	2	不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)	28	36	51	54	56	3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)	-	-	87	98
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																												
1	周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位：自治体数) (全都道府県に整備/平成19年度)	20	24	30	38	39																												
2	不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)	28	36	51	54	56																												
3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度)	-	-	87	98	99																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)																																		

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室

評価実施時期：平成19年8月

施策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること		政策体系上の位置付け			
	(VI-5-1)		基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること  施策目標5 総合的な母子家庭等の自立を図ること			
施策の概要	母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	母子家庭等就業・自立支援センターの設置自治体数、自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体数、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数については、母子家庭の母等が就業相談、情報提供の提供を受けるとともに、職業訓練により就労に必要な技能の修得できることから母子家庭の母の就業支援のために有効であると評価できる。いずれもの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)					
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
		H14	H15	H16	H17	H18
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	—	58	80	83	94
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	—	158	327	439	620
3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数(単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	—	253	574	709	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。平成14年度の数値は、平成15年度から事業を実施しているため記載できない。 ・指標3の平成18年度の数値は、平成19年度中に確定する予定である。						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況におかれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます。」			

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

	政策体系上の位置付け																														
施策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること  (VII-2-1)																														
施策の概要	より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (施策目標の評価) 介護福祉士・社会福祉士の養成及び定着促進、福祉サービスの質の向上及び利用者保護に資する取り組み等を推進した結果、介護業務に従事する者のうち介護福祉士有資格者割合及び第三者評価受審件数は着実に増加しており、相談業務に従事する者のうち社会福祉士有資格者割合については、平成15年度と平成17年度では、指標の対象とする相談業務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注視する必要があるものの、総体的には、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。																														
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																														
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">35.5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">37.2</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">12.5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">11.1</td> <td style="text-align: center;">集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">833</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」(大臣官房統計情報部調べ)及び「介護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。</li> <li>・指標1及び2は、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。</li> <li>・指標1及び2は、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年1月を目途に公表予定。</li> <li>・指標2は、基となる統計の集計方法を変更したため、平成15年度と平成17年度では、対象とする「社会福祉施設等で相談業務に従事する者」の範囲が異なる。具体的には、平成15年度においては、施設長、生活指導員及び医療ソーシャルワーカーとし、平成17年度においては、施設長、生活指導員、生活支援員、職業指導員、作業指導員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員としている。</li> <li>・指標3は、全国社会福祉協議会調べによる。なお、本指標は、平成16年5月7日付けで発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものである。</li> </ul>				施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	35.5	-	37.2	集計中	2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	12.5	-	11.1	集計中	3	第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)	-	-	60	320
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																									
1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	35.5	-	37.2	集計中																									
2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	12.5	-	11.1	集計中																									
3	第三者評価受審件数(単位：件) (前年度以上/毎年度)	-	-	60	320	833																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																												

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局援護課

施策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと  (VII-3-1)		政策体系上の位置付け  基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																						
	国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施しており、また、昭和館及びびしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。																								
施策の概要	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びびしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。  (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>援護年金受給者数(単位：人) (-)</td> <td>34,331</td> <td>31,313</td> <td>28,590</td> <td>26,035</td> <td>23,781</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)</td> <td>61,750</td> <td>56,610</td> <td>51,692</td> <td>46,956</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)          ・指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。          ・指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(大臣官房統計情報部社会統計課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年9月に公表予定。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	援護年金受給者数(単位：人) (-)	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781	2	戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)	61,750	56,610	51,692	46,956
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																			
1	援護年金受給者数(単位：人) (-)	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781																			
2	戦傷病者手帳の交付人数(単位：人) (-)	61,750	56,610	51,692	46,956	集計中																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名: 社会・援護局援護企画課中国孤児等  
対策室

評価実施時期: 平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること</p> <p>(VII-3-3)</p>		<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="379 1032 1315 1364"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>34</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)</td> <td>10,285</td> <td>7,995</td> <td>5,576</td> <td>4,615</td> <td>4,847</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによるものであり、中国残留邦人及び権太残留邦人の世帯数の合計である。 ・指標2は、社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べによる。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)	40	44	45	34	30	2	自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)	10,285	7,995	5,576	4,615	4,847
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																					
1	中国残留邦人等の帰国者数(単位:世帯) (-)	40	44	45	34	30																					
2	自立指導員の派遣回数(単位:回) (-)	10,285	7,995	5,576	4,615	4,847																					
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部企画課

施策名		政策体系上の位置付け																																					
		基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること (Ⅷ-1-1)																																					
施策の概要		障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等		<b>【評価結果の概要】</b> (施策目標の評価) 障害者自立支援法の制定により、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的な改正を行ったため、現行制度に対応する過去のデータを正確に採るのとは不可能であるが、現行制度に準じた指標を参考にすると、指標1、指標2が示すとおり、サービスが着実に浸透している。 <b>また、法施行に当たって様々な意見が存在することを踏まえ、総額1,200億円規模の特別対策を実施しているところであるが、そのうち利用者負担の更なる軽減策として、負担感が大きいとされる通所・在宅サービス利用者の月額負担上限を4分の1にする等の対策を講じ、障害者自立支援法の着実な定着を図っている。</b> 以上を踏まえると、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 <b>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</b>																																					
		(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																					
		<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)</td> <td>1.9</td> <td>2.4</td> <td>2.8</td> <td>3.4</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)</td> <td>4.3</td> <td>5.4</td> <td>8.6</td> <td>11.1</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)</td> <td>-</td> <td>0.2</td> <td>-</td> <td>0.2</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「グループホーム」の各年度の数値である。</li> <li>指標2は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15～17年度は、「新障害者プラン関係実績調査」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)の「ホームヘルパー」の各年度の数値、平成14年度は、「障害者プラン関係保健福祉施策実施状況調」(同課調べ)の「ホームヘルパー(専任)」の数値である。</li> <li>指標3は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成17年度以前は、「日中活動サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。</li> <li>指標4は、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直し等があったことから、集計方法を含めて検討中であり、平成19年度中に公表予定。また、平成15年度は、「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)の数値であり、平成14、16及び17年度は数値を把握していないが、平成17年度については平成15年度の数値に基づく推計値を記載している。</li> </ul>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中	2	訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中	3	日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中	4	一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)	-	0.2	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																	
1	グループホーム・ケアホームの利用者数(単位:万人) (9万人以上/平成23年度)	1.9	2.4	2.8	3.4	集計中																																	
2	訪問系サービスの利用者数(単位:万人) (16万人以上/平成23年度)	4.3	5.4	8.6	11.1	集計中																																	
3	日中活動サービスの利用者数(単位:万人) (47万人以上/平成23年度)	-	-	-	-	集計中																																	
4	一般就労への移行者数(単位:万人) (平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)	-	0.2	-	0.2	集計中																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				
	第166回国会 安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	障害者自立支援法の運用に当たり、きめ細かな負担の軽減など、必要な措置を講ずる																																				

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：年金局総務課

		政策体系上の位置付け																																																											
施策名	公的年金制度の持続可能性を確保すること  (IX-1-1)	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																																																											
施策の概要	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、この考え方のもと、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支え、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実際に価値のある年金を支給する機能を果たしている。																																																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (施策目標の評価) 公的年金制度については、①保険料水準固定方式の導入、②給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入、③基礎年金国庫負担割合の引上げ、④積立金の活用、の4つを柱とする平成16年年金制度改正により、長期的な給付と負担の均衡が適切に保たれ、持続可能な制度とされたところであり、円滑に施行されている。 このうち基礎年金国庫負担割合の引き上げについては、法律の本則上、3分の1から2分の1へ引き上げるとともに、附則において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1へ引き上げるという道筋を規定している。この道筋に沿って、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成19年法律第27号)により、平成19年度以降の基礎年金国庫負担割合は、平成18年度から約0.7%引き上げ、約36.5%としたところである。 <b>平成16年年金制度改正後の課題として、被用者年金制度の一元化については、制度の安定性・公平性を確保するため、公務員や私学教職員等を厚生年金に加入することとし、「同一保険料・同一給付」を実現する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされたところである。パート労働者に対する厚生年金適用についても、同法律案において、「正社員に近い」パート労働者への適用拡大を図っている。</b> また、財政再計算との乖離状況については、平成18年度の数値は集計中であるが、平成15～17年度は、実績値が財政再計算結果を上回っており、全体として、目標の達成に向けて進展していると評価できる。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったチェコ、スペイン及びイタリアの3カ国との間で、それぞれ、社会保障協定の締結に向けて、平成18年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成するとともに、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望が強かったオーストラリアとの間で、平成18年度中に当該協定を締結(署名)するなどの成果があったと評価できる。 <b>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</b>																																																												
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																																												
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																																												
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>                             財政再計算との乖離状況(積立金)                              (単位：兆円)                              (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度)                              ・厚生年金 実績                              財政再計算結果                              ・国民年金 実績                              財政再計算結果                         </td> <td>174.1</td> <td>174.6</td> <td>171.1</td> <td>174.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>184.9</td> <td>171.3</td> <td>167.5</td> <td>163.9</td> <td>160.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11.4</td> <td>11.7</td> <td>11.7</td> <td>12.0</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12.5</td> <td>11.3</td> <td>11.0</td> <td>10.8</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>                             マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%)                              (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度)                              実績                              財政再計算結果                         </td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>                             当局間協議新規開始国数(単位：件)                              (1カ国以上/毎年度)                         </td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>								H14	H15	H16	H17	H18	1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位：兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果	174.1	174.6	171.1	174.2	集計中			184.9	171.3	167.5	163.9	160.8			11.4	11.7	11.7	12.0	集計中			12.5	11.3	11.0	10.8	10.6	2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果	—	—	—	0.0	0.0			—	—	—	0.0	0.0	3	当局間協議新規開始国数(単位：件) (1カ国以上/毎年度)	0	2	1	0	3
		H14	H15	H16	H17	H18																																																							
1	財政再計算との乖離状況(積立金) (単位：兆円) (平成16年財政再計算結果の数値以上/平成21年度まで毎年度) ・厚生年金 実績 財政再計算結果 ・国民年金 実績 財政再計算結果	174.1	174.6	171.1	174.2	集計中																																																							
		184.9	171.3	167.5	163.9	160.8																																																							
		11.4	11.7	11.7	12.0	集計中																																																							
		12.5	11.3	11.0	10.8	10.6																																																							
2	マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位：%) (平成16年財政再計算結果の数値以下/平成21年度まで毎年度) 実績 財政再計算結果	—	—	—	0.0	0.0																																																							
		—	—	—	0.0	0.0																																																							
3	当局間協議新規開始国数(単位：件) (1カ国以上/毎年度)	0	2	1	0	3																																																							

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、年金局数理課調べによるものであり、「実績」は、財政再計算と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値（年度末現在）である。平成18年度の数値は集計中であり、平成20年6月頃に公表予定。なお、平成17年度については、年金資金運用基金及び年金・健康保険福祉施設整理機構への出資金のうち、給付費等への充当を予定しているものを含んでいる。また、「財政再計算結果」は、平成14年度は平成11年財政再計算結果に、平成15年度以降は平成16年財政再計算結果による。
- ・指標2は、年金局年金課・数理課調べによるものであり、マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。なお、平成18年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととされている。
- ・指標3は、年金局国際年金課調べによるものであり、社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。  
平成15年度 カナダ、オーストラリア  
平成16年度 オランダ  
平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現



# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：老健局老人保健課

施策名	政策体系上の位置付け																								
	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること (IX-3-1)																								
施策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。																								
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (施策目標の評価) 平成18年4月に介護保険制度改革が行われ、予防重視型システムの確立が目指された。要支援者に対する予防給付については、予防の考え方を重視し、サービス内容等を見直し、要支援・要介護状態になる可能性の高い方(特定高齢者)に対しては、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム等の介護予防特定高齢者施策を提供することとした。また、すべての高齢者に対して、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発等を図ることとした。 平成18年度は制度改革後の初年度であるため、まずは体制整備が重要であり、介護予防に関するサービス提供が、一貫性・連続性をもって円滑に市町村で実施されるよう、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施した。また、介護予防に関する評価分析を行うための継続的評価分析等事業において、有識者会議を通してその実施方法等を検討するとともに、調査にも着手しており、改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合は、現在集計中であるものの、体制整備としては重点的に行われたと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)																								
	(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、継続的評価分析事業の集計結果によるが、指標の分析方法等について現在検討中であり、平成20年秋に公表予定。また、継続的評価分析事業は平成18年度から実施しているものである。なお、集計結果等をまとめた報告書については、平成21年度に作成する予定。 ・指標2は、介護予防事業報告(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。また、特定高齢者の把握は平成18年度から実施しているものである。					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-	2	改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																			
1	改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-																			
2	改善した特定高齢者の割合(単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	集計中																			
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						
	第166回国会 安倍内閣総理大臣 施政方針演説	平成19年1月26日	「医療や介護については、政策の重点を予防に移し」																						

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房国際課

施策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること		政策体系上の位置付け
	(X-1-1)		基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと
施策の概要	保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (施策目標の評価) 保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野において、我が国が保持する高度な技術を活用し、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、経済協力開発機構(OECD)等の国際機関を通じた技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力することで、効果的に国際社会に貢献できると評価している。  (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける		
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> ※施策に係る目標については、関係国際機関の目標等を反映させることとしているため、当該欄に施策目標に係る指標等は記載していない。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

施策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること  (X I - 2 - 1)		政策体系上の位置付け 基本目標 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること																								
	<p>厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。</p>																										
施策の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。この点、施策目標に係る指標をみると、各研究事業で評価委員会が着実に開催されていることから、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																										
	<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)</td> <td>41</td> <td>54</td> <td>57</td> <td>62</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。</td> </tr> </table>							施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)	41	54	57	62	59	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																					
1	研究評価委員会の開催件数 (単位：回) (指針に基づいて年1回以上/毎年度)	41	54	57	62	59																					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房統計情報部

施策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること  (XII-1-1)		政策体系上の位置付け																
			基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること																
施策の概要	国民の利便性・サービスの向上を目的としてITが活用される電子政府を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続においてオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするとともに、政府全体の業務・システム最適化を図るための取組を行う。																		
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>オンライン利用促進については、行動計画に沿って添付書類の省略、電子署名の簡略化、電子申請利用促進週間を利用した広報普及活動、電子申請利用の手引の作成等の取組を行った結果、平成18年度の電子申請の実績等は77手続全体で1,013万件、目標利用件数に対する達成率は72%、オンライン利用率は7.4%であった。</p> <p>また、平成18年度の取組結果を受け、平成19年3月には行動計画の改訂を行い、磁気媒体届書作成プログラムが利用可能な手続の追加、大規模事業所への個別訪問による協力依頼の実施等、更なる利用促進対策を盛り込んだ。</p> <p>以上より、オンライン利用率については初年度として一定の成果を上げ、また、利用率をさらに向上させるために行動計画の改定を行ったことにより、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (個別目標2については、成果重視事業評価により評価を行う。)</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、大臣官房統計情報部情報企画室の調べによる。</li> <li>・備考：             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 数値は、行動計画に記載された77手続の個別システム及び汎用受付システムの実績値である。</li> <li>② 指標1に係る事業の開始は平成18年度からのため、平成14~17欄の指標は未記入。</li> <li>③ 一部手続において暫定値を計上している。</li> </ol> </li> </ul>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)	-	-	-	-	7.4
	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18												
1	申請・届出等手続のオンライン利用率(単位:%) (50%以上/2010年度)	-	-	-	-	7.4													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)																			